



会員各位

公益社団法人 島田法人会
事業研修委員長 川内浩一郎

働き方改革に対応した 企業実務と実践

働き方改革関連法(主に労働法)が成立し、本年4月からいよいよ運用が始まりました!

日時 令和元年12月4日(水) 午後1時30分~午後4時30分

会場 大井神社 宮美殿 2階 島田市大井町 2316 0547-36-3626

講師 特定社会保険労務士 小島信一氏

定員 60名 (定員になり次第締切ります)

聴講無料

本講座では、働き方改革の各論である「年次有給休暇5日付与義務」「残業上限規制」「同一労働同一賃金」の内容と実務対応につき、法律・通達・指針に基づき、Q&Aを交えながら留意点等について解説いたします。大きな経営課題ともなるこの働き方改革、自社で、どう取り組むべきか、ヒントを得られる講座になっています。

I.【導入】

- ・働き方改革法案の全体像
- ・中小企業は何を、どう変えないといけないか。
- ・働き方改革のスケジュール

II.【同一労働同一賃金】

1. 同一労働同一賃金とは何か ~職務の範囲、責任の程度をどのようにして明確化するのか~
2. 法律とガイドラインを受けて、何をどう変えるべきか
~就業規則、賃金規定はどこから、どうやって見直すべきか~
3. 賞与、退職金を非正規(パート、アルバイト、嘱託)にも支払うべきなのか
~最新の裁判例を受けて~

III.【年5日の有給休暇を与える義務】

1. 年次有給休暇の基本原則
2. 年5日の時季指定義務とは今までと何が違うのか
3. 就業規則には、同規定するのか、記載は義務か
4. 運用上の留意点とは、計画的に付与する必要があるのか

IV.【時間外労働の上限規制】

1. 70年ぶりの大改正とはどういうことか
2. 1ヶ月、1年、結局何時間まで残業が可能になったのか
3. 労働安全衛生法上の時間管理とは何か、管理職も時間管理するのか
4. 36協定出口規制とは何か、罰則はつくのか



◎お申し込みは11月22日(金)までにお願ひ致します。

FAX 0547-35-6076 (島田法人会 事務局宛)

お申込は
こちら!

R1.12.4(水)企業実務と実践 講座申込書

法人名	TEL	会員・一般
参加者氏名		↑ どちらかに○印を

※一般の方も聴講できます。HPからの申込みもできますのでお問い合わせの上、ご聴講下さい!

